

## 狛江市おくやみハンドブック官民協働発行に関する協定書

狛江市(以下「甲」という。)と株式会社鎌倉新書(以下「乙」という。)とは、ご遺族の事務手続き等に関する情報をより分かりやすく提供するため、狛江市おくやみハンドブック(以下「おくやみハンドブック」という。)の発行に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、官民協働の趣旨に基づき、協働しておくやみハンドブックを制作し、乙が甲に納入するものとする。これを甲が確認の上受領することにより、本協定に基づく各々の役務を完了する。

2 甲及び乙は、本協定に基づき、協定の内容を誠実に履行しなければならない。  
(おくやみハンドブックの仕様等)

第2条 おくやみハンドブックの仕様については、別紙1のとおりとする。

2 甲又は乙の都合により仕様を変更する必要があるときは、甲乙協議の上仕様の変更ができるものとする。その結果、追加の費用等が発生するときは、その責を帰すべき甲又は乙が負担するものとする。

3 甲は、おくやみハンドブックの制作に係る必要な行政情報を文字データとして認識できる電子データで乙に提供するものとする。

4 乙は、おくやみハンドブックの制作に要する費用(運送・保管費用を含む。)を負担するものとする。ただし、甲が乙に提供する情報の作成費用は、甲の負担とする。

5 甲は、おくやみハンドブックに掲載する情報や広告に対し、その内容の検査・確認を行うものとする。

6 甲及び乙は、おくやみハンドブックの校正作業を協力して行い、甲の校了をもって印刷を開始するものとする。

7 乙は、自己の裁量と責任によりおくやみハンドブックの校正・制作作業を第三者に委託することができる。この場合、当該第三者に対しても第9条及び第12条を遵守させ、かつ第13条の談合行為等を禁止しなければならない。

(広告の販売等)

第3条 乙がおくやみハンドブックに掲載する広告の仕様及び内容は、狛江市公共物等有料広告掲載取扱要綱(平成17年要綱第84号)及び狛江市広告掲載基準(平成17年11月10日市長決裁)に定める基準を満たすものとする。

2 乙は、自己の裁量によりおくやみハンドブックに広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)を募ることができる。

3 乙は、広告を募るに当たって、第1項の基準に則り事業者に対し十分な説明を行った上で、広告の募集・販売を行うものとする。

4 乙は、本協定の履行に関して、甲から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

5 甲は、乙の求めに応じ、自らが運営又は関与するWebサイトその他の広報媒体において第2項に係る広告主の募集に協力することができる。

(おくやみハンドブックの発行に関する責任)

第4条 甲及び乙は、おくやみハンドブックの発行に関し、第三者からの苦情又は何らかの問題(以下「苦情等」という。)が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。

2 甲は、乙に提供した情報に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。

3 乙は、広告主に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。

(発行の見直し等)

第5条 おくやみハンドブックの発行は、協働を基本として実施するが、社会情勢の変動や甲又は乙の責めに帰する理由により、その発行に不適切な事情が生じた場合には、甲又は乙の指示により発行の全部又は一部を中止することができる。なお、中止の理由が乙の事情による場合は、それに要する費用は乙が負担する。

(権利義務の譲渡等の制限)

第6条 乙は、本協定により生ずる権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(報道機関への情報提供)

第7条 甲は、報道機関に本協定についての情報を提供する場合、乙の事前の許可を得るものとし、報道機関に提供する場合は乙の名称(「株式会社鎌倉新書」とする。)を情報内に明記するか否かの確認を乙に行わなければならない。

(著作権及び納品物の帰属)

第8条 甲が提供する行政情報等であってインターネットその他により既に公開されているわけではないものの著作権その他の知的財産権はすべて甲に帰属し、乙が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、甲の許可を得るものとする。また、行政情報を除く乙が制作する情報や広告の知的財産権は乙に帰属し、甲が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、乙の許可を得るものとする。

2 甲及び乙は、制作・製本されたおくやみハンドブックの所有権及び制作過程で生じた制作のためのデータ・版下等の所有権は乙にあることに合意する。ただし、製本され甲に納品されたおくやみハンドブックの所有権は甲に帰属する。

(機密の保持)

第9条 甲及び乙は、本協定期間中又はその終了後を問わず、本協定の履行を通じて相手方より機密情報であるとして提供された情報及び合理的に機密情報であると推測できる技術上、営業上又は経理上の一切の情報を第三者に開示、提供、漏洩してはならない。

2 前項に従い甲及び乙が負う機密保持義務は以下の情報については適用されない。

(1) 公知の事実若しくは当事者の責に帰すべき事由によらず公知となった事実

(2) 第三者から適法に取得した事実

(3) 相手方からの開示の時点で保有していた事実

(4) 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

(協定の期間)

第10条 協定の期間は、協定の締結の日から令和5年4月30日(配布終了日)までと

する。ただし、配布終了日の3箇月前までに甲又は乙から、書面により本協定の終了の意思表示がなされなかった場合、本協定の内容と同一の内容で1年間本協定は更新され、それ以降も同様の取扱いとすることに同意する。

2 前項の規定にかかわらず、第4条、第6条、第8条及び前条の規定については、本協定が終了した後も有効に存続するものとする。

(協定の解除等)

第11条 甲又は乙は、解除希望日の3箇月前までに相手方に書面で通知し、双方合意の上で、本協定を解除することができる。

2 乙がおくやみハンドブックの制作に着手するにあたり事前に当該着手することを通知し甲がそれに同意したにもかかわらず、その後甲が前項の解除を行った場合、甲は乙に対して当該解除により乙に生じた損害を補償しなければならない。

3 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。

(2) 暴力的組織の構成員又は構成員とみなされる者(以下「構成員等」という。)が、役員等(受注者が個人である場合にはその者をいい、受注者が法人である場合にはその法人の役員(役員として登記又は届出がなされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)をいう。以下同じ。)となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用し、又は暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

(9) 本協定に関し、暴力的組織若しくは構成員等から不当介入を受け、若しくは不当介入による被害を受けたにもかかわらず甲に報告せず、又は所轄の関係行政機関に届け出なかったとき。

(10) 乙が前各号のいずれかに該当する者を下請け契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(暴力団の排除のための協力)

第12条 乙は、本協定に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、甲に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

2 乙は、本協定内容に関する下請け契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、乙を通じて甲に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

(談合行為等に対する解除措置)

第13条 甲は、第11条第3項に定めるもののほか、本協定に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定により排除措置命令を受け、確定したとき。

(2) 乙が、独占禁止法の規定により課徴金の納付を命じられ、確定したとき。

(その他)

第14条 おくやみハンドブックは甲乙の信義誠実を基本として発行するが、本協定に関し疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和 3年 /2月 21日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

東京都狛江市

狛江市長 松原 俊雄

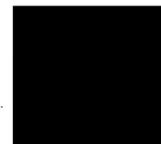


乙 東京都中央区京橋2-14-1

兼松ビルディング3階

株式会社鎌倉新書

代表取締役 小林 史生



【別紙1 おくやみハンドブック仕様書】

狛江市おくやみハンドブック官民協働発行に関する仕様書

冊子名	おくやみハンドブック
規格・色	冊子：A4 サイズ／フルカラー両面印刷
紙質	冊子：上質紙 90 kg
総ページ数	32 ページ程度とし、協議の上、決定とする
広告ページ数	5～10 ページ程度とし、協議の上、決定とする
発行回数	年度毎に1回
納品回数	年度毎に1回
納品日と納品部数	初年度：令和4年3月31日 1,500部 翌年度：令和5年4月30日 1,200部 翌々年度以降：当該年度4月30日 1,200部
配布期間	初年度：令和4年4月1日から令和5年4月30日まで 翌年度：令和5年5月1日から令和6年4月30日まで 翌々年度以降：当該年度5月1日から翌年度4月30日まで
配布対象者	市民、窓口に来られた方
配布場所	市民課窓口及び宿日直室
発行元	狛江市
納品先	【冊子】 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号 東京都狛江市役所 市民課 【電子データ】 kosekikkr@city.komae.lg.jp宛または上記宛先へ電子媒体を送付

- 1、仕様書に記載された範囲における冊子の編集、印刷、製本等に係る費用は、乙が全額負担するものとし、甲は一切の負担をしないものとする。
- 2、校正は2回とする。
- 3、乙は、納品日から配布終了までの期間において、落丁及び乱丁などあれば必要に応じてその差し替え要望に対応する。
- 4、全ての内容は関係法令で定める基準に準拠したものでなければならない。
- 5、乙は、制作に当たり、全般にわたって甲と連絡、調整しながら行うものとする。
- 6、乙は、納品物に不備がない限り、当該納品物を引き取らないものとする。